

## 令和6年度 釧路市立大楽毛中学校における部活動の方針

### 1 部活動の基本的な考え

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。したがって、学校教育の一環として、教育課程との関連を図られるよう留意する必要がある。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- (3) 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮して行う必要がある。また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

### 2 国や道、市の動向

- (1) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文部科学省スポーツ局平成30年3月19日)
- (2) 文化部の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁平成30年12月27日)
- (3) 北海道運動部活動の在り方に関する方針(北海道教育委員会平成31年1月30日)
- (4) 釧路市立学校における部活動の方針(釧路市教育委員会 令和元年9月策定 令和6年1月改定)

### 3 大楽毛中学校部活動の方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であることを踏まえ、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 各部活動は、顧問の指導方針のもと「大楽毛中学校部活動規則」に従い、生徒の自主的、自発的な参加により「本気」で「ひたむき」に活動することを通して自己の学校生活を充実させ、心身を鍛えるようにする。
- (3) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を行う。

### 4 部活動に向けての本校の活動について

- (1) 部活動における適切な指導の実施  
校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたって、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 活動時間  
学期中の1日の活動時間は、平日2時間程度(18時まで以下校)、休業日3時間程度とする。  
※合同チームの場合は、移動時間を考慮し、終了時刻が異なる場合がある
- (3) 適切な休養日等の設定  
生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう留意し、以下を基準とする。

#### 【休養日の基準】

- ① 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は1日・土日1日以上)
- ② 長期休業中は学期中に準じた扱いとし、長期の休養期間(オフシーズン)を設定する
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とする

※②長期の休養期間(オフシーズン)の設定については閉庁日前後に設定する。

※校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底する。

閉庁日を含め

□夏季…最短3~4日

□冬季…最短7日

程度必要と思われる

※週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

この場合の「他の日」は、他の「週末又は祝日」を意味する

※小・中ジョイントプロジェクト（小中連携協議会）の取組として、中学校区における家庭学習習慣の確立を図るため、パワーアップ週間（定期テスト、釧路市標準学力検査、全国学力・学習状況調査の前1週間の学力強化週間：小・中学校のノーゲーム（ノーメディア）週間の実施と3日前から原則部活動休止）を設ける。

※活動については、釧路市が定める「釧路市立学校における部活動の方針」に準ずるとともに地域や学校、生徒の実態を踏まえて行うものとする。

(4) 参加する大会数の上限の目安

1か月当たり1大会を目安とし、原則年間12大会程度を上限とする。

### 3 その他

(1) 活動計画について

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し生徒及び保護者に周知するとともに校長に提出する。

(2) 部活動委員会

校長は、「部活動委員会」を定期的に又は必要に応じて開催し、各部の活動状況や生徒の状況等についての交流や協議を行い部活動が適切に運営されるよう必要に応じて指導・是正を行う。

(3) 特例の扱いについて

上記4(3)②を摘要する際には、部活動方針の趣旨を踏まえ、生徒のバランスのとれた生活や教員の部活動指導に係る負担軽減の観点に十分配慮し持続可能な活動となるよう慎重に計画を立てること。

また、部活動の顧問同士はもとより、保護者、生徒への説明を行い、互いの合意形成を図った上で学校長の承認を得ること。

※令和6年度においては野球部の合同チームが考えられる

(4) 部活動の統廃合について

学校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性・指導者の複数配置等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

(5) 部活動における「相談・要望」窓口は、教頭とする。

#### 付則

平成31年	3月11日	策定
平成31年	4月1日	実施
令和元年	11月20日	一部修正
令和3年	11月11日	一部修正
令和5年	4月3日	追加・一部修正
令和6年	1月1日	一部削除・修正